

令和8年度

那覇市まなびクーポン 利用者募集

【申込受付期間】

令和9年1月31日(日曜日)まで

※窓口申込は1月29日(金曜日)午後4時30分まで

【クーポンの利用期限】

令和9年2月28日(日曜日)まで

★那覇市では、以下対象児童生徒へ学習塾代等を助成する【那覇市まなびクーポン】を交付します★

対象児童生徒 ※次の要件をすべて満たすこと

(同一世帯に対象児童生徒が複数いる場合は、人数分の申込が必要です)

- 那覇市内に在住している
- 小学4年生から中学3年生
- 令和7年度 または 令和8年度に、那覇市で

【A】～【C】いずれかの認定を受けている世帯

- 【A】生活保護受給世帯
- 【B】就学援助認定世帯 (※対象児童生徒が認定されていること)
- 【C】児童扶養手当受給世帯
(※児童手当・特別児童扶養手当とは異なります)

クーポン提供額
(1人あたり・年額)

- ▶ 小学4～6年生：84,000円
- ▶ 中学1～3年生：120,000円

教室について

▶ 右のQRコードから現在利用できる学習塾・家庭教師・通信教育等が確認できます



教室リクエスト

▶ 利用したい教室の登録がない場合、右のQRコードから教室リクエストをすることも可能です
(※登録に至らない場合もあります)



利用申込

オンラインでの申込 が便利です！



←左のQRコードを読み込み、必要事項を記入・添付の上、申してください

(※那覇市オンライン申請システムの利用者登録が必要です)

※申込の際には、下記の添付が必要です

① 申込者(保護者)の身分証の写し
(運転免許証、マイナンバーカード(表面)など)

② 対象世帯を確認できる書類

・児童扶養手当受給世帯→受給者証の写し
※有効期限が令和8年10月末・令和9年10月末のいずれか1つ

・生活保護受給世帯、就学援助認定世帯
→原則として、添付不要です

※ただし、子ども政策課にて対象世帯を確認できない場合は、別途添付を求める場合があります

書類申込の方

申込書ダウンロード→



※必要書類を全て揃えて、子ども政策課に郵送または直接窓口にご提出ください

※クーポンの利用にあたっては、他の受講者や保護者等を含む第三者に提供、開示、漏えいすることがないように十分に配慮し事業を実施しています。

【那覇市まなびクーポン事業】*クーポンの申込に関すること
那覇市 子どもみらい部 子ども政策課
〒900-8585
那覇市泉崎1丁目1番1号(市役所本庁舎 3階50番窓口)
[平日] 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分
(※土曜日・日曜日・祝日、慰霊の日(6/23)、12/29～1/3を除く)
電話：098-861-2110(直通)
E-mail：KM-SEI001@city.naha.lg.jp

【事務局(委託先)】*クーポンの利用・教室リクエストに関すること
株式会社 日本旅行沖縄
〒900-0015
那覇市久茂地3丁目21番1号 國場ビルディング2階
[平日] 午前10時30分～午後5時30分
(※土曜日・日曜日・祝日、12/26～1/3を除く)
電話：098-943-2977(直通)
E-mail：naha_manabi@nta.co.jp

※裏面の「よくある質問」もご覧ください。(R8.05)



よくある質問

【申込みについて】

Q 1 : 申込からクーポンが使えるようになるまでの期間はどのくらいですか？

A 1 : 申込後、約 3～4 週間程度でクーポンが使えるようになります

※申込状況によっては、通常よりお時間を要する場合があります。また、4月～5月中は申込が集中するため、時間を要します。

Q 2 : 令和7年度のまなびクーポンを利用しましたが、令和8年度も申込は必要ですか？

A 2 : まなびクーポンは年度ごとに交付しておりますので、令和7年度ご利用になった方も改めて申込が必要です

Q 3 : 令和7年度の就学援助の認定を受けておらず、令和8年度の就学援助申請をしています。いつから申込できますか？

A 3 : 「就学援助認定通知書」が届いてから、申込をお願いいたします

Q 4 : 令和7年度の就学援助の認定を受けており、令和8年度も就学援助申請をしています。いつから申込できますか？

A 4 : 4月から申込できます

【クーポン利用について】

Q 1 : いつからいつまでの塾代（受講費等）にクーポンは使えますか？

A 1 : 令和8年4月～令和9年3月分までの塾代（受講費等）としてご利用できます（※電子クーポンの支払処理は2月28日まで）

Q 2 : クーポンの利用は月額制ですか？まとめて使うこともできますか？

A 2 : クーポン提供額（年額）を一括で交付しますので、下記のような多様な利用が可能です

- ① 毎月の月謝代等として利用する
- ② (夏季・冬季) 集中講座等の代金として利用する
- ③ (クーポン利用対象期間内の) 費用をまとめて利用する（※教室側との合意が必要です）
- ④ (クーポン提供額の範囲で) 複数の教室を利用する など

Q 3 : 通いたい塾の受講費等が高く、クーポン提供額を超える場合はどうなりますか？

A 3 : クーポン提供額を超えた分の費用は、自己負担となります

Q 4 : 既に支払済みの受講費をクーポンで充当することはできますか？

A 4 : 学習塾によって取扱いが異なりますので、学習塾側と直接ご確認をお願いします

Q 5 : クーポンをきょうだいで利用することはできますか？

A 5 : クーポンは対象児童生徒1人ごとに交付・利用となりますので、きょうだいで利用することは認めておりません

Q 6 : クーポンの交付後、利用見込みがない（利用辞退する）場合や、申込内容に変更がある場合どうしたらいいですか？

A 6 : オンラインまたは書面での届出をお願いします（オンラインでの届出フォーム→  ）

Q 7 : クーポンで使える範囲を教えてください

A 7 : クーポンでご利用いただける対象サービスは、下記の表のとおりになります

対象となる主な教育サービス

| 項目 | 利用ができる例 |
|--------------|--|
| ① 科目 | 国語・算数(数学)・理科・社会・英語・プログラミング |
| ② 初期費用 | 入会金等、サービスの提供を受けるために必要な費用 |
| ③ 受講料・月謝・その他 | 受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用 |
| ④ 教材・教具・道具 | サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で、登録事業者によるその支払いを行うべき費用（ただし、④のみの利用は不可） |
| ⑤ その他 | その他、那覇市が必要と認めた費用 |